3　課徴金の対象となる行為及び課徴金額

開示検査の結果、開示書類に重要な事項について虚偽記載等が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行う（設置法20条）。課徴金納付命令の発出を求める勧告が行われた場合には、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は審判手続開始の決定を行い、審判官が審判手続を経た上で審判事件についての決定案を作成し、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）が決定案に基づき課徴金の納付を命ずるか否かの決定を行うことになる（附属資料２－４－４参照）。

課徴金制度導入以降、「証券取引法の一部を改正する法律」（平成17年法律第76号）、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）及び「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第65号）により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金水準を引き上げる見直しが行われている。

開示関係の主な対象行為と課徴金額は以下のとおりである。

⑴　有価証券届出書を提出せずに募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第172条）

課徴金額：株券等総額の100分の4.5（募集・売出し等は2.25）

㈱　平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に開始する募集・売出し等について適用。

⑵　虚偽記載のある有価証券届出書等（募集・売出し等の発行開示）により募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第172条の２、旧金商法第172条）

課徴金額：株券等総額の100分の4.5（募集・売出し等は2.25）

㈱　平成20年12月12日以後に提出される発行開示書類について適用。
改正前の課徴金額は、株券等総額の100分の２（募集・売出し等は１）。

⑶　有価証券報告書等（事業年度ごとの継続開示等）を提出しない行為（金商法第172条の３）

課徴金額：前事業年度の監査報酬額（前事業年度の監査がない場合等は400万円）（四半期報告書・半期報告書の場合はその２分の１）

㈱　平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に開始する事業年度に係る継続開示書類について適用。

⑷　虚偽記載のある有価証券報告書等（事業年度ごとの継続開示等）を提出する行為（金商法第172条の４、旧金商法第172条の２）

課徴金額：600万円又は発行者の時価総額の10万分の６のいずれか大きい額（四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその２分の１）

（注１）　平成20年12月12日以後に開始する事業年度に係る継続開示書類について適用。
改正前の課徴金額は、300万円又は発行者の時価総額の10万分の３のいずれか大きい額（四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその２分の１）。

（注２）　平成18年の証取法改正により、虚偽記載のある四半期報告書の提出が新たに課徴金の対象とされ、平成20年４月１日以後に開始する事業年度から適用。

⑸　公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をする行為（金商法第172条の５）

課徴金額：買付総額の100分の25

㈱　平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に行われる買付け等について適用。

⑹　虚偽表示のある公開買付開始公告を行い、又は虚偽記載のある公開買付届出書等を提出する行為（金商法第172条の６）

課徴金額：買付株券等の時価合計額の100分の25

㈱　平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に行われる公開買付開始公告に係る公開買付けについて適用。

⑺　大量保有報告書・変更報告書を提出しない行為（金商法第172条の７）

課徴金額：対象株券等の発行者の時価総額の10万分の１

㈱　平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に報告期限が到来するものについて適用。

⑻　虚偽記載のある大量保有報告書・変更報告書等を提出する行為（金商法第172条の８）

課徴金額：対象株券等の発行者の時価総額の10万分の１

㈱　平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に提出されるものについて適用。

⑼　特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第172条の９）

課徴金額：募集・売出総額の100分の2.25（株券等は4.5）

㈱　平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に開始する違反行為について適用。

⑽　虚偽のある特定証券等情報を提供又は公表して特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第172条の10）

課徴金額：イ）当該特定証券等情報が公表されている場合
募集・売出総額の100分の2.25（株券等は4.5）
ロ）当該特定証券等情報が公表されていない場合
イ）の額に、

$$\frac{\text{当該特定証券等情報の提供を受けた者の数}}{\text{当該特定勧誘等の相手方の数}}$$

を乗じて得た額

㈱　平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に開始する違反行為について適用。

⑾　虚偽のある発行者等情報を提供又は公表する行為（金商法第172条の11）

課徴金額：イ）当該発行者等情報が公表されている場合
600万円又は発行者の時価総額の10万分の６のいずれか大きい額
ロ）当該発行者等情報が公表されていない場合
イ）の額に、

$$\frac{\text{当該発行者等情報の提供を受けた者の数}}{\text{発行者等情報の提供を受けるべき相手方の数}}$$

を乗じて得た額

㈱　平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に開始する違反行為について適用。

（注１）　違反者が過去５年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は1.5倍となる。

（注２）　発行開示書類・継続開示書類の虚偽記載等、大量保有報告書等の不提出等について、違反者が当局による調査前に申告を行った場合には、課徴金の額は半額となる。

4　平成24年度における活動状況

平成24年度においては、開示会社37社に対する開示検査を終了するとともに、当該検査結果に基づき、開示書類の重要な事項についての虚偽記載等の開示義務違反に対し、９件、金額で７億2,174万9,994円の課徴金納付命令勧告を行ったほか、開示書類の訂正報告書が提出されない１件の事案について、訂正報告書の提出命令勧告（※）を行った。

また、開示検査の結果、重要な事項についての虚偽記載が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められたときには、自発的な訂正を行うよう促しているところである。

※　開示書類の重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合、当該開示書類の訂正報告書等が提出されないときには、訂正報告書等の提出を命ずるよう勧告を行う（平成17年以降、実績は３件のみ）。